

堤根余熱利用市民施設整備事業
要求水準書（案）に関する質問への回答

令和6年2月8日

川 崎 市

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	2	第1	5		事業期間	堤根処理センターの供用（令和17年10月）が予定されておりますが、記載の予定より堤根処理センターからの供給が遅れた場合は、リスク分担表に記載の「余熱供給リスク」に該当し、市側のリスクとして、光熱水費等の負担は市との理解で宜しいでしょうか。	令和5年12月22日に公表の実施方針に関する質問への回答No53の回答をご参照ください。
2	2	第1	5		事業期間	工期を短縮することが可能である場合、供用開始日を早めることは可能でしょうか。	令和5年12月22日に公表の実施方針に関する質問への回答No5の回答をご参照ください。
3	2	第1	5		事業期間	「余熱エネルギー供給のための事業用地内の配管は事業者が行い、付替工事を事業者が実施する予定である。」と記載されていますが、付替工事は本事業に含まれない別途工事という理解でよろしいでしょうか？ P.28 イ 受変電設備の項目では、電気設備工事は別途工事との記載があります。	接続工事は別事業である堤根処理センター整備事業で行います。事業者は余熱エネルギー供給のための事業用地内の配管を行ってください。要求水準書を修正します。
4	2	第1	5		事業期間	令和17年度に予定される堤根処理センターから本施設への余熱エネルギー供給のための事業用配管の設計、工事は本事業敷地内のみが対象となると考えてよいでしょうか。その場合、本事業の建物設計期間中にJR敷地内も含めた堤根処理センター側の余熱エネルギーの供給仕様、設計などは全て完了していると考えてよいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、本施設の設計条件に合わせて堤根処理センター敷地内の余熱配管は設計・整備します。要求水準書（p30）第2.7(2)エのとおり、堤根処理センター側に求める余熱の条件を市と協議のうえ、提示してください。
5	2	第1	5		事業期間	堤根処理センターから本施設への余熱エネルギー供給のための事業用配管の設計完了後に、堤根処理センター側の事由により本事業敷地内の事業用配管の接続仕様等が変更となった場合、変更に関わる費用は市にて負担されると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、設計にあたっては市と協議してください。
6	2	第1	5		事業期間	「余熱エネルギー供給のための事業用地内の配管は事業者が行い」とありますが、堤根処理センターから事業用地取り合い口までの配管は貴市のご負担で施工するとの理解でよろしいでしょうか。また、事業用地内に設置する取り合い口の設置並びに切り替えに伴う敷地内の全ての工事は事業者負担で施工するとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、取り合い口の設置・切り替えに伴う敷地内の工事は事業者にて行ってください。処理センターからの余熱供給開始時の接続工事は市にて実施します。接続後においてもボイラーを使用する場合がありますので、都度切り替え工事が発生しないよう計画してください。なお、堤根処理センター供用開始前の試運転に協力してください。
7	2	第1	5		事業期間	「余熱エネルギー供給のための事業用地内の配管は事業者が行い」とありますが、この費用は提案時の建設費に見込むということでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	2	第1	5		事業期間	堤根処理センターの供用（令和17年10月）が万が一遅れた場合のご対応をご教示ください。	令和5年12月22日に公表の実施方針に関する質問への回答No53の回答をご参照ください。
9	3	第1	6	(3)	創意工夫の発揮について	創意工夫のある提案はコストアップ（市負担）になっても評価されるのでしょうか。	創意工夫のある提案は予定価格の範囲内で市が負担します。創意工夫のある提案であっても当該提案によって予定価格を超過する場合は失格となります。また、設計段階において新たに創意工夫のある提案をした場合においても市は当該費用を負担しません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
10	4	第1	9		遵守すべき法令等	本工事は現段階において、区画形質の変更がないなど、都計法における開発行為には該当しないと考えてよいでしょうか。また、神奈川県又は、川崎市条例における開発行為の許可の必要の有無については現段階においてどの様な想定でしょうか。	現在の敷地に73-7を加えることについては区画形質の変更（開発行為）にあたりません。
11	5	第1	9	(2)	適用条例等	川崎市余熱利用市民施設条例は適用されず、今後、別の条例が制定されるという理解でよろしいでしょうか。	川崎市余熱利用市民施設条例に本施設を追加し、改正後の川崎市余熱利用市民施設条例が適用される想定です。
12	8	第1	12	—	事業期間終了時の要求水準	「市は、事業期間終了後、本施設の大規模修繕を行う予定」とありますが、大規模修繕の定義をご教示頂けないでしょうか。又、期間中の修繕・更新費に関係するため、想定している大規模修繕の工事内容・範囲をご教示頂けないでしょうか。	前段については、大規模修繕の定義は次のとおりです。 <大規模修繕定義> 建築：建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいう。 電気：機器、配線の全面的な更新を行う修繕をいう。 機械：機器、配管の全面的な更新を行う修繕をいう。 後段については、事業者の提案内容及び修繕計画を踏まえて決定します。
13	10	第2	2	(1)ア (イ)	室内環境	遮音、防振について何か具体的な基準は想定されておりますでしょうか。	室内環境について具体的な数値設定はしておりません。各諸室の利用内容、運営面及び配置計画を踏まえて事業者にて提案してください。 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例、同条例施行規則に敷地境界点における騒音及び振動の規制基準が定められていますので参考にしてください。
14	11	第2	2	(1)イ (ウ)	防災・防犯	帰宅困難となった利用者は何名程度を想定していますでしょうか。	事業者の利用想定を元に設定してください。
15	12	第2	2	(1)	共通事項	CASBEE川崎の申請で、開業6年目に蒸気供給に代わることで、エネルギー使用量が大幅に削減しますが、この年度に再申請を行うか、もしくは、使用量削減実績として扱われるのでしょうか。	CASBEE川崎は竣工時の建物での評価になり、6年後に再申請を行うことはありません。そのため、竣工時の状態（ボイラ、商用電源利用）で申請を行いAランク取得を行ってください。
16	12	第2	2	(1)エ	環境への配慮	ZEBに関する規定等について想定している目標値等がありますでしょうか。	要求水準書（案）(p12)第2の2(1)エ(7)「地球環境」に示すとおりです
17	12	第2	2	(1)エ (7)	地球環境	計画建物はZEB建物とする必要はありますか。またZEBランクなど目標はございますでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問への回答No16の回答をご参照ください。
18	15	第2	3	(2)	敷地条件及びインフラ整備状況	電気・ガスなどの負担金が発生する場合は、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	インフラ接続に当たっての工事費用、引渡しまでの期間にその他の初期費用等が必要者負担となる場合には、事業者の負担とします。ガスの引き込みについて要求水準書（案）および資料を修正します。
19	15	第2	3	(3)	インフラ供給会社との事前協議	電気・ガスの引込にあたり事業者にて協議を行うこととの記載がありますが、負担金が発生する場合は、貴市負担という理解でよろしいでしょうか。	インフラ接続に当たっての工事費用、引渡しまでの期間にその他の初期費用等が必要者負担となる場合には、事業者の負担とします。ガスの引き込みについて要求水準書（案）および資料を修正します。
20	15	第2	3	(3)	インフラ供給会社との事前協議	電力及びガスの供給について、横浜水道から敷地までの引込工事及び費用負担については事業者にて行うということでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。ガスの引き込みについて要求水準書（案）および資料を修正します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
21	15	第2	3	(5)	施設整備概要	トレーニングルームやスタジオの面積割合については事業者の提案によると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。運営計画を踏まえて提案してください。
22	15	第2	3	(5)	施設整備概要	各機能の面積については、必要機能が確保されていれば±10%を超えて増減することは可能でしょうか。ご教示ください。	各機能及び合計の面積は±10%以内で提案してください。
23	16	第2	3	(5)イ	屋外機能	屋外広場の規模などについてご希望はありますでしょうか。	要求水準書（p33-35）第2の8「外構計画の要求水準」に記載の外構に係る各要求水準を満たした上で、事業者にてご提案下さい。
24	16	第2	3	(5)イ (エ)	屋外機能	イ屋外機能（エ）駐輪場について、現在のおおよその台数と利用状況についてご教示ください。	現在の利用状況については要求水準書（案）と合わせて公表している資料-19「ヨネッティー堤根利用者交通手段一覧（令和元年度～令和4年度）」をご確認下さい。過去には一日当たり140台程度が利用された実績があります。
25	16	第2	3	(5)	配置計画	JR線路への隣接に関連して、施設計画における制限等は無いものと理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	施設計画についての制限はありませんが、施工内容によって対策が必要になる場合がありますので、JRと近接協議を行い必要な対策等を講じてください。
26	16	第2	3	(5)	施設整備概要	緑地面積を算定する際の敷地面積についても堤根73-7を除いた面積をもとに算出するという考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。	緑地面積を算定する際の敷地面積は堤根73-7を含めた面積を基に算出してください。
27	16	第2	3	(6)	配置計画	堤根処理センター共用開始後の余熱供給、経路整備においてJR南武線敷地を経由する想定ですが、JR敷地の利用形態、必要な申請、手続き等についてご教示下さい。	本施設の整備では、敷地境界まで配管の敷設を行い、JR高架下での配管工事と接続工事は堤根処理センター整備事業工事で行います。JR高架下敷地の賃貸借契約については、市で行う予定ですので、事業者で行う手続きはありません。
28	16	第2	3	(6)ア (オ)	配置計画	周辺の住宅、マンション等への眺望について、立地特性を活かした計画とありますが、立地を踏まえ住宅、マンション等へのプライバシーの確保を考慮するという意味でしょうか。	施設の利用者及び近隣住民のプライバシー確保、隣接する住宅地への圧迫感がないように考慮してください
29	16	第2	3	(6)ア (カ)	配置計画	既存杭存置に関する協議先は川崎市の何課になりますでしょうか。	環境局生活環境部廃棄物指導課になります。
30	20	第2	4	(2)ア (7) d	プール全体	プール槽は塗装の剥がれが生じない場合、FRP以外の採用が可能と理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。塗装の剥がれが生じない仕様であればFRP以外でも採用が可能です。
31	20	第2	4	(2)ア (イ)	プールサイド	ア温水プール機能（イ）プールサイドの広さについて、学校授業で利用する場合の想定人数についてご教示ください。	現時点では本施設の学校利用は決定していないため、人数を示すことは難しいです。学校利用が決定した際は、整備された施設の中で検討を行いますので、その際は御協力をお願いします。
32	22	第2	4	(2)イ (7) b	トレーニング機能全体	イトレーニン機能（ア）床材について、水に濡れても滑らない材料とは、どのような材料を想定されているかご教示ください。	滑りにくい材料として要求水準書（案）を修正します。安全に配慮した仕様による提案とさせていただきます。
33	22	第2	4	(2)イ (ウ) b	スタジオ	イトレーニン機能（ウ）スタジオの鏡を引き戸等で隠す必要のある場面について、どのような想定をされているかご教示ください。	多様な使い方に対応できるよう鏡を隠せる要求水準としています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
34	23	第2	4	(2)ウ (ア)b	多目的ルーム	(ア)多目的ルームの防音仕様の基準はありますかでしょうか。	防音仕様の基準は設定しておりませんが、ダンスや楽器（和太鼓等）の利用時に他の諸室に大きな影響を与えない様、運営面を踏まえて事業者にてご提案ください。
35	23	第2	4	(2)ウ (ウ)	温浴施設	(ウ)温浴施設の設置場所は温水プール機能に含め、水着で利用できる施設とすることも可とすると記載されていますが、ジャグジー等を設置し、脱衣して使用するシャワーや浴槽を設置しない施設計画も考えられるということでしょうか？	ご理解のとおりです。
36	23	第2	4	(2)エ (コ)	その他	(コ)その他にウォーターサーバーを設けること、と記載されていますが、利用者への提供は無料でサーバーの更新費用は事業者負担の想定でしょうか？ウォータークーラーでの代替は可能でしょうか？	ウォーターサーバー提供の趣旨としては、マイボトル持参により、ペットボトルやプラスチックの削減を意図としたものであり、ウォータークーラーの代替は可能としますが、マイボトルの利用が可能なものの設置としてください。費用は事業者負担とします。 【参考】 給水スポット設置イメージ https://www.city.kawasaki.jp/templates/press/300/0000150756.html 市内給水スポット一覧 https://www.city.kawasaki.jp/300/page/000123017.html
37	27	第2	6	(1)オ	基本事項	12時間程度の使用可能な蓄電池設備の整備とありますが、非常発電機運転による電気の供給が可能であれば他の方法でも宜しいのでしょうか	太陽光発電で発電した電気のうち、余剰分を蓄電池に貯めることを想定しているため、蓄電池の整備は必須とします。
38	27	第2	6	(1)オ	基本事項	蓄電池設備の利用者は何名程度を想定していますでしょうか。蓄電池設備での負荷は個人が使用するスマホ・パソコン等でよろしいでしょうか。	前段については、要求水準書(案)に関する質問への回答No14の回答をご参照ください。後段については、要求水準書(案)(p29)第2の6(2)ウ「非常電源設備等」を踏まえて事業者の提案としてください。
39	27	第2	6	(1)カ	基本事項	「カ将来堤根処理センターから電力配線ができるよう・・・」と記載がありますが、P14頁の「電力」には切替の記載がありません。堤根処理センターからの電力供給は、事業期間内に行わないとの理解で宜しかったでしょうか。	現時点では、堤根処理センターから給電を行うかは未定であり、将来的に供給される可能性を鑑み、配線経路の整備を要求水準としています。 なお、処理センターから電力供給を行うことで、光熱費が減額となった場合、本市と協議の上、変更契約が必要となる場合があります。
40	27	第2	6	(1)カ	基本事項	処理センターからの電力配線の為、堤根処理センター側の敷地境界上の取り合い点から受変電設備までの配線経路を整備することとありますが、処理センターから電力の供給はないという認識でよろしいのでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問への回答No39の回答をご参照ください。
41	28	第2	6	(1) (2)	電気設備計画の要求水準	受変電設備の配線経路について、(1)では事業者の提案によるとなっておりますが、(2)では接続工事の際は堤根処理センターとの協議に応じ、工事の調整に協力することとなっております。事業者の提案により本敷地内の配線経路を設置すると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
42	28	第2	6	(2)イ (イ)	受変電設備	堤根処理センターから本建物までの配線及び、受変電設備への接続工事は、別途工事とするとありますが、接続工事の設計も同様に別途と考えてよいでしょうか。	堤根処理センターからの電力供給は、施設すべての電力を常時供給する想定です。電力供給元となる堤根処理センターより商用電力と同等の電力供給を行うための設計及びその電力供給のための工事は市負担となりますが、堤根処理センターとの接続点よりヨネッティー堤根の受変電設備への接続のための設計及び電線等配線ルート確保の工事は本事業に含まれています。
43	28	第2	6	(2)イ (イ)	受変電設備	(イ)「堤根処理センター供用開始後、将来堤根処理センターから受電できるように計画・整備しておくこと」とありますが、将来堤根処理センターから受電する場合、自家用電気工作物としての電気安全管理（設備の修繕・更新を除き）は本施設も含めて処理センターにて一体を行う理解でよろしいでしょうか。	堤根処理センターからの受電がない期間は事業者にて電気主任技術者を配置し、自家用電気工作物の電気安全管理を行ってください。将来受電することとなった場合、堤根処理センターからの受電開始後の電気主任技術者の配置は協議しますが、堤根処理センターに電気主任技術者の配置をする場合においてもヨネッティー堤根においても電気主任技術者に準ずる人を配置し、自家用電気工作物の電気安全管理を事業者においても実施してください。なお、要求水準書(案)に関する質問への回答No39の回答もあわせてご参照ください。
44	28	第2	6	(2)イ (イ)	受変電設備	(イ)「堤根処理センター供用開始後、将来堤根処理センターから受電できるように計画・整備しておくこと」とありますが、電気料金は処理センターにて電力会社と契約をし、本施設は処理センターより請求を受ける形になるという認識で宜しいでしょうか。	将来受電することとなった場合はご理解の通りです。利用料については要求水準書(案)に関する質問への回答No39後段の回答をご参照ください。
45	28	第2	6	(2)イ (イ)	受変電設備	(イ)いつでも電気自動車充電設備の整備が可能となるよう急速充電器2台分と普通充電器8台分の容量をあらかじめ確保すること、と記載されていますが、駐車場敷地の確保についてはどのように考えればよろしいでしょうか？	要求水準書（案）で指定する駐車台数の中で整備してください。
46	29	第2	6	(2)ウ	非常電源設備等	トイレは各階すべてのトイレが対象になりますでしょうか。	事務室、多目的室、会議室、休憩スペースから利用できるトイレが対象となります。
47	30	第2	6	(2)コ	太陽光発電設備	設置台数の想定はなく事業者提案という理解でよろしいでしょうか？	入札説明書等に示します。
48	31	第2	7	(2)ウ	余熱引込設備	余熱供給量について、整備する施設の規模や設備の内容等に応じた蒸気の供給をしますとありますが、上限値の設定はございますでしょうか。ご教示ください。	現状の余熱供給量を大幅に超える提案を行う場合、入札説明書等に関する対話の実施において余熱活用内容及び必要となる余熱供給量を市に提示して確認してください。
49	31	第2	7	(2)キ	余熱引込設備	事業者にて行う取り合い点までの余熱引込管の埋設について、接続工事は堤根処理センター側で行うこととなっておりますが、取り合い点に対する条件等はございますでしょうか。ご教示ください。	フランジタイプのフレキシブルメタルホース等の配管の心合わせが可能な物にしてください。
50	32	第2	7	(3)カ	排水設備	プール水の排水について、通常のプール排水に支障の無い排水許容量があり、現状のプール排水においては特別支障が無い状況であると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。既存施設のプール排水については特に支障がありませんでした。新施設については、排水計画が決まり次第公共下水道への接続協議をお願いします。
51	33	第2	8	(1)	基本事項	敷地の高低については、資料08_既存建物図書_建築図内の案内配置図が現状と考えてよろしいでしょうか。異なる場合には、資料をご提示いただけませんかでしょうか。宜しくお願い申し上げます。	現況有姿としますが、平成29年3月時点の用地平面図を提供します。経年による変動があることをご承知おきください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
52	34	第2	8	(2)ア (ウ)	緑地	既存樹木に関する調査診断資料等がございましたらご提示をいただけませんか。宜しくお願い申し上げます。	既存樹木に関する調査診断資料等はございません。 また、既存樹木についてはすべて伐採、伐根し、新しい樹木を植える要求水準に変更いたします。
53	34	第2	8	(2)ア (ウ)	緑地	既存樹木を活用する場合の安全性について、事業者の検討に基づく判断とし、調査等の実施及び市への提示は不要と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	既存樹木についてはすべて伐採、伐根し、新しい樹木を植える要求水準に変更いたします。
54	34	第2	8	(2)イ (ア)	屋外広場	マルシェやキッチンカーのイベントと記載ありますが、屋外広場でスポーツに係わるイベント行事の開催も検討可能でしょうか。	屋外でスポーツに関わるイベント行事の開催自体は可能ですが要求水準書(案)(p71-72)第5の13(2)「業務実施上の留意点」を満たすものとしてください。
55	34	第2	8	(2)ウ (ア)	駐車場	駐車場台数を敷地内に50台以上確保とありますが、前面道路が一方通行である点、前面道路と接続する道路も踏切が近く、朝夕に渋滞を引き起こしていることから、台数を減らすか、堤根処理センターの敷地内で確保することを検討していただけませんか。	原案のとおりとします。
56	35	第2	8	(2)オ (カ)	その他	オその他(カ)市が設置する回収箱について、非雨掛かり場所であれば屋内・屋外のどちらでもよいという認識でよろしいでしょうか。また、古着回収箱の大きさについてご教示ください。	回収箱は底があるなど雨が防げるのであれば屋外設置でも可とします。 古着回収ボックスのサイズは「幅1800mm×奥行920mm×高さ1284mm程度」です。新ヨネッティー堤根に設置する予定の回収箱は川崎市複合福祉センターふくふく(川崎区日進町5-1)に設置しており、施設供用開始後ふくふくに設置しているものを本市が移動して設置する予定です。牛乳パック回収ボックスのサイズは「幅500mm×奥行500mm×高さ1,200mm程度」となっています。
57	36	第2	8	(2)オ (カ)	その他	牛乳パックと古着を回収する回収箱はどの程度のサイズでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問への回答No56の回答をご参照ください。
58	35	第2	8	(2)オ (カ)	その他	JR東海道本線、南武支線との境界にフェンスがありましたが、どちらの所有物になりますでしょうか。本事業地側の所有である場合、そのまま活用することは可能でしょうか。	本事業地側の所有となります。解体し再整備して下さい。
59	38	第3	1	(7)	保険	火災保険の記載がございますが、建設工事保険の特約等で火災がカバーされる場合は、火災保険の付保は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	38	第3	2	(5)	事前調査業務	現状、川崎市及び横浜市とどのような協議が必要になるのかを教えてください。	上下水道の接続や、敷地への入り口設置箇所等について、それぞれ必要な協議を実施してください。 <参考>「建物を建てる前に必要な調査及び手続き等のご案内」 https://www.city.kawasaki.jp/500/cmsfiles/contents/0000017/17742/tatemonowotaterumaeni.pdf
61	39	第3	4	(3)	申請等業務	容積率及び建ぺい率から堤根73-3を除くが、その境界線については、敷地境界線ではないと考えてよろしいでしょうか。それにもない、隣地斜線及び延焼ラインは発生しないものと考えてよろしいでしょうか。また接道長さにおいては堤根73-3を参入してよいと理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	確認申請上は、73-7を含んだ敷地で建築基準関係規定に適合させてください。 ただし、73-7を敷地から除いた場合でも、建ぺい率・容積率をはじめ、各規定について、適合した計画としてください。
62	39	第3	4	(3)	申請等業務	容積率、建ぺい率を算定する際に使用する母数を敷地面積から堤根73-7の面積を引いた数値とするという理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.61の回答をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
63	40	第3	5	(2)タ	工事の留意事項	資料-07に工事車両の進入ルートが示されていますが、退出ルートについてご教授ください。	退出ルートとして、ルート①の使用は不可としますが、ルート②の使用は可とします。前面道路の通行にあたっては道路交通法に従ってください。
64	40	第3	5	(2)タ	工事の留意事項	資料-07に工事車両の進入ルートが示されていますが、進入ルートを逆走して退出してもよろしいでしょうか。	工事車両ルート②については進入ルートから退出することも可能です。
65	40	第3	5	(2)タ	工事の留意事項	計画地南側「ハイツサカエ」前面道路の一方通行を逆走して、工事車両の進入ルートとしてよろしいでしょうか。	事業者にて所管警察署等と協議を行ってください。
66	40	第3	5	(2)タ	工事の留意事項	工事車両ルートについて、近隣住民と事前に協議されてますでしょうか。協議されている場合、協議内容をご教授ください。	現段階で協議は行っていません。工事前の住民説明会で工事車両ルートについても説明してください。
67	40	第3	5	(2)タ	工事の留意事項	現地説明会でルートが変更になる旨の説明を受けたので資料を提供して頂きたい。	資料-07「工事車両ルート」について、ルート②の高架下を車両が通るルートは工事終了後も引き続き残す予定です。要求水準書、資料-07を更新します。
68	40	第3	5	(2)タ	工事の留意事項	資料07のルートでは搬入が難しい資材などは、行政及び警察許可、近隣住民への説明を行ったうえで西側一方通行の道路を搬入ルートとして利用することは可能でしょうか。（約40m一方通行逆走）	事業者にて所管警察署等と協議を行ってください。
69	41	第3	5	(2)タ	工事の留意事項	資料07の工事車両ルート①、②のそれぞれ南武線高架下を通るルートとなりますが、それぞれの南武線高架下の高さは何mとなりますでしょうか。	ルート①は道路面から約4mとなります。ルート②は約2.5mとなります。
70	41	第3	5	(3)	解体撤去工事	既存建物の杭の存置に関して、周辺環境に影響がないと判断される基準を明示していただけないでしょうか。また、協議が必要となる関係各所とはどの部署となりますか。ご教示ください。	環循適発第 2109301 号 環循規発第 2109302 号 令和3年9月30日 第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和3年7月2日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知） 「第3地下工作物の取扱いについて」において、考え方が示されておりますのでご確認ください。 協議部署については、環境局生活環境部廃棄物指導課になります。
71	43	第3	6	(1)	工事監理業務	解体工事、建設工事の監理は共に非常駐（重点監理）と考えてよいでしょうか。現場での工事定例会議の開催頻度について、現状想定があれば事前にお知らせ下さい。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、月2～4回程度を想定しています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
72	44	第3	9		近隣住民対応業務（住民説明会対応、陳情対応）	近隣住民の範囲を教えてくださいませんか。また実施主体は市で事業者は補佐的な位置づけという理解でよろしいでしょうか？	前段については、家屋調査については、資料-06「家屋調査範囲図」を参照してください。住民説明会の範囲は川崎市日進町内会、下並木町会、池田町内会、日進町市営住宅自治会、柳町自治会、大宮町町内会、横浜市尻手自治会としてください。陳情対応については、近隣住民の範囲は設けません。本施設に施設整備にかかる陳情に対して適切に対応してください。 後段については、事業者が主体となって行ってください。市は必要に応じて協力します。
73	44	第3	9	(1)	住民説明会対応	主催は市として、事業主は協力して共同で説明会を開催する認識でよろしいでしょうか。	住民説明会は事業者が主体となって行ってください。市は必要に応じて協力します。
74	48	第4	5	(1)	開館式典及び内覧会の実施	開館式典の規模について、おおよその来賓者の人数等についてご教示ください。	開館式典は来賓として200人程度を想定しています。詳細は開業式典計画段階で調整します。
75	50	第5	1	(6)エ	事業者の収入	目的外使用料とは主にどのような内容を指しますか。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可に基づき支払う使用料を指します。本施設の設置目的を鑑み、目的外の使用を行う場合、事業者は目的外使用料を支払う必要があります。
76	51	第5	1	(7)ア	統括責任者	SPC又は代表企業に所属する者とする。とありますが、SPCに出資する構成員に属する者も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。また、統括責任者は非常駐で宜しいでしょうか。	前段については、統括責任者はSPC又は代表企業に所属するものとしてください。SPCに出資する構成員に属する者は含みません。後段について、統括責任者は非常駐とする可とします。
77	55	第5	1	(18)	事業期間終了時の対応	承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の3か月前までに整備し、市に引き渡すこと。とありますが、引継マニュアルの具体的なイメージはありますか。ご教示ください。	事業者の提案する施設内容を踏まえ、運営業務及び維持管理業務の承継に必要な内容をマニュアルとしてください。 なお、要求水準書（案）に関する質問への回答No115の回答もご参照ください。
78	55	第5	2	(2)ア	年間営業日数	処理センターの蒸気供給停止に係る施設の休館はないという認識でよろしいでしょうか。（本施設ボイラーにて代用するため）	ご理解のとおりです。
79	55	第5	2	(2)ア	年間営業日数	堤根処理センター定期点検のため、年3週間程度の供給停止とありますが、連続日3週間か、合計日3週間になるのでしょうか。	堤根処理センターの施設仕様やその他の処理センターと合わせた市全体の業務計画等により変動することから、現時点では定まっておりません。なお、前年度中に翌年度の供給停止の計画は市より提示します。
80	55	第5	2	(2)イ (7)	利用時間	(7) 温水プール機能は、10時から21時（7月1日から8月31日までは9時から21時）までとするが、事業者提案により上記期間以外も9時から開館することも可とする。と記載されていますが、9時以前、21時以降の営業時間延長は近隣住民配慮の観点から想定されていないという理解でよろしいでしょうか？	条例で定める運営時間外は、自主事業として事前に市の承認を得ることで開館することを可能とします。 旧施設では、夏季（7月1日から8月31日）に8時から9時の時間帯において、自主事業として水泳教室を承認していました。
81	55	第5	2	(2)イ (ウ)	利用時間	イ利用時間（ウ）駐車場について、駐車場ゲートや精算機が整備されても夜間の利用は不可でしょうか。	駐車場の夜間の利用は不可とします。
82	57	第5	2	(4)	施設利用枠及び予約の考え方	会議室等の予約は「ふれあいネット」を活用させていただくことは可能でしょうか。	「ふれあいネット」の活用を必須とします。要求水準書（案）を修正します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
83	57	第5	2	(4)カ (ア)	予約受付の 考え方	(ア) 一般専用利用については、事業者が提案する利用形態及び運営方法等にあわせて予約方法について提案し、市と協議の上決定する。と記載されていますが、川崎市公共施設利用予約システム「ふれあいネット」での運用は可能と認識でよろしいでしょうか？それとも本施設独自の予約システムの構築が必要でしょうか？	要求水準書（案）に関する質問への回答No82の回答をご参照ください。
84	58	第5	2	(5)	利用料金等の設定の考え方	市が提示する利用料金等の表5-8はどちらにございますでしょうか。また、利用料金等の範囲内とは記載の金額が運営期間の上限金額という理解でよろしいでしょうか。	前段について、要求水準書（案）（p58）第5の2(5)文中の表5-8は誤記のため削除します。 後段について、市の「使用料・手数料の設定基準」に基づき改定を行う場合があります。 【使用料・手数料の設定基準】 https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000112612.html
85	58	第5	2	(5)	利用料金等の設定の考え方	「市が提示する利用料金等（表5-6、表5-7及び表5-8を参照）の範囲内で、市の承認を得て事業者が定める」とあるため、各表に示されている料金は上限金額となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	58	第5	2	(5)ア (イ)	利用料金等の収入の取扱い	ア利用料金等の収入の取扱い（イ）市専用利用の場合は無償となっておりますが、学校授業を行う場合は別途協議という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	58	第5	2	(5)イ (オ)	利用料金等の水準	イ利用料金等の水準（オ）スポーツ教室等運営業務の料金は、月額料金等で設定することができ、別途都度料金を収受する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	58	第5	2	(5)イ (カ)	利用料金等の水準	イ利用料金等の水準（カ）温浴施設で利用料金を徴収することが認められる条件についてご教示ください。	想定はありません。事業者の提案内容を踏まえて判断します。
89	58	第5	2	(5)イ (カ)	利用料金等の水準	温浴施設の利用において「利用料金を徴収することは想定していない」とありますが、想定として「温浴施設の利用形態はない」という理解でよろしいでしょうか。	温浴施設の利用形態も想定します。利用に際し利用料金の徴収については、事業者の提案内容を踏まえて判断します。
90	58	第5	2	(5)イ (カ)	利用料金等の水準	「市所有の備品の貸出しは1回最大2,240円とする」とありますが、当該金額は消費税10%を含む金額と理解してよいでしょうか。また、その場合、事業期間中に消費税率の改定があった際には、上限金額が改定率分上乗せされると考えてよいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、市の「使用料・手数料の設定基準」に基づき市内公共施設全体で判断します。
91	58	第5	2	(5)イ (ク)	利用料金等の水準	「(ク) 市所有の備品の貸出し」とは、具体的にどのようなもののでしょうか？	市の備品管理台帳に記載するコミュニティ機能の備品の貸出を想定しています。具体的な備品の内容は要求水準書（案）第2に示す要求水準及び事業者の提案に寄ります。
92	59	第5	2	(5)イ	利用料金等の水準	スタジオ利用料の午前、午後は3時間当たりの利用料金なのでしょうか。	要求水準書（案）（p59）第5の2(5)表5-7に示すスタジオの専用利用に係る利用料金は3時間当たりの金額です。
93	59	第5	3	(5)	表5-6個人利用における利用料金等	駐車場の超過料金が空欄になっていますが、超過料金は徴収しないものとするという理解でよろしいでしょうか。	超過料金も1台1時間当たり350円とします。要求水準書（案）を修正します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
94	59	第5	3	(5)	表5-6個人利用における利用料金等	多目的ルームと会議室の個人利用料金の範囲設定はありませんでしょうか？	多目的ルームや会議室が専用利用されていない（開放されている）時間の利用は料金徴収を想定していません。
95	59	第5	2	(5)	表5-6個人利用における利用料金等 表5-7専用利用における利用料金	当該表記載の金額は全て消費税込みの金額と理解してよいでしょうか。また、その場合、事業期間中に消費税率の改定があった際には、上限金額が改定率分上乗せされると考えてよいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、市の「使用料・手数料の設定基準」に基づき市内公共施設全体で判断します。
96	59	第5	2	(5)	表5-6個人利用における利用料金等 表5-7専用利用における利用料金	表5-6、表5-7に記載の金額は、上限金額でしょうか。	要求水準書（案）に関する質問への回答No. 84をご参照ください。
97	59	第5	2	(5)	表5-6個人利用における利用料金等 表5-7専用利用における利用料金	表5-6、表5-7に記載の金額は、消費税込料金でしょうか。また消費税率の改訂が起きた際は、利用料金の上限額も改訂されるということでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問への回答No. 95をご参照ください。
98	59	第5	2	(5)	表5-7専用利用における利用料金	表の時間区分では、12～13時と16～17時について空白時間になっておりますので、ご教示いただきたい。	利用者の入れ替え及び清掃時間としています。なお、午前・午後を通して利用する場合はその時間も利用が可能です。
99	59	第5	2	(6)	光熱水費の負担	令和17年10月までの蒸気供給前及び堤根処理センターからの蒸気の供給が計画的に休止する期間は、本施設のボイラーを使用すること。ボイラー使用における光熱水費は事業者の負担とする。とありますが、堤根処置センターの計画休止期間により光熱水費の負担分の予測が出来かねます。令和17年4月から10月までの計画的休止期間について日数をご提示頂けないでしょうか。	令和17年4月から10月までの期間は堤根処理センター供用開始前のため蒸気供給及び計画的休止は想定していません。令和17年10月以降の計画的休止期間は要求水準書（案）（p55）第5の2(2)「本施設の開館時間等」に示すとおりです。 なお、令和17年4月から10月の間は堤根処理センターの試運転を想定しており、試運転の際には余熱供給に際して協力してください。
100	59	第5	3	(6)	光熱水費の負担	光熱水費の算定のため、直近5年度分の水光熱の使用量と使用料の実績をお示してください。	別紙1をご参照ください。なお、現在のヨネティー堤根の電力は堤根処理センターより送られているため、電力使用量はありません。
101	63	第5	5	(2)ア (ア)	管理責任者	ア（ア）管理責任者の選任にあたり、日本赤十字社及び日本水泳連盟等の救助に関する適正証を有する者とありますが、両方が必要ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	64	第5	5	(2)ア (イ)	衛生管理者	ア（イ）公的機関が実施するプールの衛生に関する講習会を受講とありますが、どの機関のどのような講習会を想定されていますでしょうか。	特定の機関の特定の講習会を想定した記載ではありません。「プールの安全標準指針（平成19年3月、文部科学省）」等を踏まえ、事業者にて提案してください。
103	66	第5	6	(3)ア	管理体制の整備	ア トレーニングルームの定員の設定について、基準がありましたらご教示ください。	トレーニングルームの利用者の定員の設定はありませんが、要求水準書（案）第2におけるトレーニングルームに係る施設整備の要求水準を考慮してください。
104	69	第5	10	(2)	物品・飲食物販売等業務	調理を伴う飲食物の提供は必須ではないと考えてよろしいでしょうか（自動販売機による飲み物・軽食提供のみ）。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
105	70	第5	11	(1)エ	業務内容	エ 帰宅困難者対策用の防災備品を備蓄するなど、災害等の発生時に必要な資機材等を用意し、と記載されていますが、防災備品の調達・事業期間中の更新は全て事業者の業務でしょうか。備蓄倉庫の必要性、調達費用に関わるため要求水準として貴市が想定している備蓄品の品目や数量を例示頂けますでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、事業者提案とします。運営企業の利用者想定に合わせて計画してください。
106	71	第5	13	(1)	基本的な考え方	行政財産目的外使用料の単価をご教示ください。	川崎市の公表する「使用料の算定基準（28川財運第693号）」をご確認ください。
107	71	第5	13	(1)ア	基本的な考え方	ア 条例上の基本開館時間以外の時間を活用するなど、と記載されていますが、その主旨は基本開館時間以外の時間にスポーツ教室等のサービスを提供するイメージでしょうか？	自主事業は開館時間で行うことを基本としますが、開館時間外は、事前に市の承認が必要となります。なお、要求水準書（案）についての質問回答No. 80の回答もあわせてご参照ください。
108	71	第5	13	(1)カ	基本的な考え方	カ 目的外使用許可による使用料の算定方法についてご教示ください。	要求水準書（案）に関する質問への回答No106の回答をご参照ください。
109	71	第5	13	(1)カ	基本的な考え方	「使用料の徴収の有無は、自主事業の内容による」とのことですが、その基準は入札公告時にお示しいただけるのでしょうか。収支計画を作成する際、使用料の支払を含めて検討する必要があります。	目的外使用料の徴収有無は本施設の設置目的を鑑みて判断します。提案に際し判断に苦慮する場合は、入札説明書等に関する対話の実施において具体的な提案内容（実施内容、場所、時間、想定利用者等）を示して確認して下さい。なお、行政財産の目的外使用許可取扱要領（令和4年1月25日付3川財運第1127号）もあわせてご参照ください。
110	73	第6	1	(6)	実施体制	業務従事者は共通ユニホーム着用とありますが、館長含め清掃員・受付員・設備員等のすべての業務従事者のユニホームを統一しなければいけないのでしょうか。それとも各業務ごとに統一できれば宜しいでしょうか。	業務毎に統一できれば問題ありませんが、利用者からみてスタッフだとわかるようなユニホームとしてください。また、業務毎の役割に限らず、利用者には適切に接してください。
111	73	第6	1	(6)ア	業務責任者	維持管理業務におけるア業務責任者及び業務担当者は非常駐でも宜しいでしょうか。	業務責任者は原則常駐とし、業務責任者が不在の場合は、不測の事態や災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、他の従業者からあらかじめ責任者代理として定めた人員を配置してください。業務担当者は常駐を必須としません。
112	73	第6	1	(6)ア	業務責任者	維持管理の各業務の管理等を行う「業務責任者」を配置とあり、また他の「業務責任者」を兼ねることができるとなっておりますが、運営業務の「業務責任者」が兼務することも可という理解で宜しいでしょうか。	維持管理業務の業務責任者と運営業務の業務責任者が兼務することは不可とします。
113	75	第6	1	(10)	長期修繕計画書	「～事業期間中及び事業期間終了後早期に大規模修繕を行う必要が極力ないように、ライフサイクルを見据えた予防保全に努め、作成すること。」と記載がありますが、大規模修繕の定義をご教示いただけますでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問への回答No12の回答をご参照ください。
114	75	第6	1	(10)カ	長期修繕計画書	カ「次期修繕提案書」の対象期間は、事業期間終了後から何年間を想定しておりますでしょうか。	事業期間終了後から15年間の次期修繕提案書を想定しています。
115	78	第6	1	(16)	事業期間終了時の対応	P55の運営業務及び維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」の整備は事業期間終了の3か月前となっておりますが、6か月前となっているのは誤りでしょうか。ご教示ください。	要求水準書（案）(p55)第5の1(18)「事業期間終了時の対応」の「引継マニュアル」の引き渡し時期を6か月前に修正します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
116	82	第6	6	(3)ク	要求水準	本施設で発生するごみ等の廃棄物は、事業者にて適切に搬出し、処分すること。また処理業者による適切な処理のみならず、適切な分別や改修ルートを構築するなど可能な限り資源化していく取組を推進することとする。とあることから「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」にあるように施設所有者である貴市の代行者として事業者側が排出事業者となり処理を行うとの理解で宜しいでしょうか。	施設の指定管理者である事業者が適切に処理を行うこととなります。
117	83	第6	8	(3)ア	基本的事項	事業者は、常に駐車場及び駐輪場内の監視を行う。とありますが、監視方法については要求水準を履行できれば、事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	84	第6	9	(1)	業務の目的	必要な修繕及び更新を規模の大小に関わらず実施とありますが、あくまでも修繕及び更新における大小で、大規模修繕については対象外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	資料07				工事車両ルート (案)	ヨネッティー堤根と堤根処理センターの解体・建設工事期間が重複していますが、現段階では堤根処理センターの工事に関する情報がなく、同工事の影響を本事業の工程・工期に織り込むことができないため、資料-07「工事車両ルート」に示される工事車両ルート①②に堤根処理センターにおける解体・建設工事は干渉しないという理解でよろしいでしょうか。 もしくは堤根処理センターとの調整に起因する工期延長や工事費増等のリスクは貴市の負担と考えてよろしいでしょうか？	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、誘導員の配置や養生・仮囲いの設置等の堤根処理センターの通行にあたって必要な対応は事業者負担で実施し、実際の設置等にあたっては堤根処理センターの解体業者と調整を行ってください。また、堤根処理センターの解体・整備に支障がない範囲で堤根処理センター内を車両待機場所とすることは可とします。 なお、堤根処理センター敷地を通行できない場合は堤根1号線を通過するものとしてください。 堤根処理センターとの協議・調整の結果、堤根処理センターが通行できないことによる工期延長は原則事業者負担としますが、通行できない期間が著しく長期となる場合等は市が協議に応じます。
120	資料08				既存建物図書	解体設計図作成において既存建物図面の画像データを識別できる前提で貼り付ける対応としてよいでしょうか。	既存図面をCADデータで起こさなくとも内容の確認が可能な範囲で図面の貼り付けを可とします。
121	資料12				提出図書一覧（基本設計図書）	資料12、提出書類一覧(基本計画図書)において電気、機械設備の計画図とはプロット図程度の想定でよいでしょうか。また同様に構造の計画図とは伏図程度の想定でよいでしょうか。	前段後段ともに、ご理解のとおりです。構造については構造種別を選定した意図や杭種選定理由、耐震性、プール室の大空間の構成について計画を説明してください。
122	資料12				提出図書一覧（基本設計図書・実施設計図書）	6. 工事費内訳書は施工会社にて作成するものでよいと考えてよいでしょうか。又は、官庁積算基準に基づいた工事費内訳書を施工者作成の工事費内訳書とは別に、別途作成する必要がありますでしょうか。	前段については、事業者内で調整してください。 後段については、実施設計時の工事費内訳書とは官庁積算基準に基づいた内訳書とし、拾い書の提出も含めるものとします。
123	資料17				利用実績	各年度における総利用者人数は理解しましたが「各月ごとの利用者人数実績」をご教示ください。	別紙2をご参照ください。